

委 託 仕 様 書

第1条 適用範囲

- 1 この仕様書は、「山形県再資源化施設情報データベース」への建設副産物データ入力業務に適用する。
- 2 この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議による。

第2条 目的

本業務は山形県における建設副産物のリサイクル促進のため、県内の建設資材に係る再資源化施設等の再生資材の在庫量等のデータを収集の上、「山形県再資源化施設情報データベース」にデータを入力し、再生資材の利用拡大に資することを目的とする。

第3条 委託業務内容

山形県内の建設資材に係る再資源化施設等から毎月2回（定期）及びストック量が大幅に変化したとき（不定期）にデータを収集し、「山形県再資源化施設情報データベース（Ms-excel版）」へ入力する。

なお、「山形県再資源化施設情報データベース（Ms-excel版）」については、入力後、すみやかに委託者に提出するものとする。定期データ入力時は、受託者が再資源化施設等にデータ照会を行うものとし、不定期データはプラント等からデータ提供を受ける毎にデータ更新するものとする。

作業項目

- ① 各再資源化施設からのデータ収集（毎月1日、15日時点）
- ② プラントデータ入力作業（データ収集時随時）
- ③ 定期、不定期に関らずデータ入力が完了した時点、又は委託者が求めた時に、「山形県再資源化施設情報データベース（Ms-excel版）」を提出する。

プラントデータの入力件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

「山形県再資源化施設情報データベース（Ms-excel版）」については、必要に応じ、受託者において改変できるものとするが、改変する際には委託者の承諾を要するものとする。

なお、業務で必要なパソコン等の機械損料及び文具類等の消耗品に要する費用、業務打合せに係る受託者の所在地から委託者の所在地往復に係る担当技術者の費用及び交通費については、契約金額に含まれるものとする。

第4条 関係法令の遵守

受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

第5条 作業場所

第3条に定める委託業務は、原則として受託者の職場において行うものとする。

第6条 貸与品

業務履行に必要な時は、委託者は受託者に以下を無償で貸与するものとする。

- ① 帳票等の業務履行に必要な資料

第7条 成果品

業務完了の際、提出する成果品は下記のとおりとする。

- ① 業務報告書 1部
- ② 全体のデータを記録した電子媒体 1式

第8条 疑義

受託者は、業務の実施中に疑義を生じた場合は、委託者の指示を受けるものとする。

第9条 必要業務の実施

この仕様書は、義務を実施するために必要な事項のうち主要な事項を示すもので、これらに記載のない事項であっても、業務上当然必要と認められるものについては、受託者の責任において実施するものとする。

令和 7 年度

実施設計書

事業名	建設副産物対策関係費（事務費）
_____	_____
委託名	建設副産物データ入力業務委託
位置	_____

委託概要	建設副産物データ入力 1式
摘要	1. 工期 当初 令和 年 月 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 変更 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 2. その他

建設副産物データ入力業務

委託費内訳書

上欄：当初設計

下欄：變更設計

[illegible]

業務打合せ（業務着手時、成果品納入時）

第001号单価表

1 業務当たり

[illegible]

プラントデータ 入力作業

第002号単価表
1件当り

[illegible]

数 量 調 書

[illegible]